

# レンタル・貸 スペース・茶室『叡智庵』利用規約及び手続

(2022年1月1日制定)

## 1 問合せ・事前確認：

- 1) 本規約に従い、全ての手続きはメール ([mail@oycg.co.jp](mailto:mail@oycg.co.jp)) で行います。メールが使用できない場合は下記へご相談ください。
- 2) 利用希望者は事前に株式会社オフィス湯澤（以下「甲」）と相談の上、茶室『叡智庵』及び茶道具、“ハレ大崎” 共用部、花き、等の下見を無料で行うことができます。

## 2 予約の受付：

- 1) 利用希望者が「[茶室『叡智庵\(えいちあん\)』価格表](#)」に基づき、利用の申込を甲へ申出て、甲が利用申込者（以下「乙」）に請求書を発行したことをもって乙の利用予約の受付をしたものとします。
- 2) 甲は乙の予約の受付後でも、乙が次項3の手続き前であれば、いつでも予約の受付を取り消すことができるものとします。

## 3 契約の成立：

- 1) 乙が甲の前項2、1)の請求書記載の銀行口座にその請求代金振込をもって契約の成立とします。
- 2) 甲は乙に銀行の振込控えをもって前項1)の請求書に対する領収書を発行したものとします。

## 4 キャンセル<sup>1</sup>：

- 1) 乙が前項3契約の成立後、契約の成立から8日を超えない範囲、且つ乙の使用予定日より8日以前に甲にキャンセルの申出をした場合、甲は乙の指定口座へ振込手数料を差引いた金額を振り込み返金致します。
- 2) 前項3契約の成立後、乙の都合により乙が前項1)の条件を満たさず、契約の成立の使用予定日の利用をしなかった場合、甲は乙から入金した代金をキャンセル手数料<sup>2</sup>として受領し、乙に返金は致しません。

---

<sup>1</sup> 民法第四百二十条（賠償額の予定）

当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。

<sup>2</sup> 国税庁タックスアンサーNo.6253 キャンセル料

「解約等に伴う事務手数料に該当し課税の対象になります。」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6253.htm>

- 3) 前項 3 契約の成立後、甲の都合により乙に使用して頂くことができなくなった場合、甲は乙にその旨通知し、甲は乙から入金した代金の内消費税を除く本体金額と同額を損害賠償金<sup>3</sup>として加算し、乙の指定口座へ振込手数料甲負担で送金します。
- 4) 前項 2)、3)で、乙は甲に異議を申し立てることはできないものとします。
- 5) 前項 2)、3)で、甲及び乙の都合でない場合、キャンセル料は免除することとします。

5 利用時：

- 1) 乙は茶室『叡智庵』使用時に“ハレ大崎”駐車場を利用することができます。利用申込時にお申し出ください。尚、近隣徒歩 1 分ほど等にコインパーキングがございます。
- 2) 乙は“ハレ大崎” 1 階階段下に保管されている台車をご利用いただき、荷物を搬送することができます。
- 3) 乙が“ハレ大崎” 及び茶室『叡智庵』に損傷を与えた場合、乙に原状回復をして頂きます。
- 4) その他、茶室『叡智庵』の取決めを遵守いただきます。
- 5) 以上、本利用規約を順守頂けない場合、甲は即刻前項 3 契約の成立を解除し、前項 4 キャンセル料、2)に従い処理します。

以上

文化事業 茶室『叡智庵』  
株式会社オフィス湯澤  
東京都品川区大崎 2-7-30 ハレ大崎 4 階  
Mail : [mail@oycg.co.jp](mailto:mail@oycg.co.jp)  
TEL : 03-5719-6311  
FAX : 03-5719-6312

---

<sup>3</sup> 前項 2 で「資産の譲渡等の対価に該当しないため課税の対象となりません。」

## 第七節 賃貸借

### 第一款 総則

#### 第六百一条（賃貸借）

**第六百一条** 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

#### 第六百十七条（期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ）

**第六百十七条** 当事者が賃貸借の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合においては、次の各号に掲げる賃貸借は、解約の申入れの日からそれぞれ当該各号に定める期間を経過することによって終了する。

- 一 土地の賃貸借 一年
  - 二 建物の賃貸借 三箇月
  - 三 動産及び貸席の賃貸借 一日
- 2 収穫の季節がある土地の賃貸借については、その季節の後次の耕作に着手する前に、解約の申入れをしなければならない。